船橋市女性のための法律相談員に関する基準

１．趣旨

この基準は、今日の複雑多岐な社会情勢のなかで、市民女性が直面する多種多様な法律的問題を解決するため、専門的資格を有する法律相談員に依頼し、市民女性の生活の向上を図ることを目的とする。

２．委嘱期間

この法律相談員の委嘱期間は会計年度の１年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

３．依頼の要件

（１）弁護士の資格を有していること。

（２）人格、見識ともに高く、社会の実情に熟知していること。

（３）心身ともに健康であること。

４．依頼の取り消し要件

（１）法律相談員としてふさわしくない行為があったとき。

（２）法律相談員として職務の遂行に支障をきたすと判断されたとき。

（３）法律相談員制度を改廃したとき。

５．法律相談員の業務

法律相談員は次に掲げる業務を行うものとする。

（１）市民女性の生活に係る民事・刑事等の法律的諸問題の相談に関すること。

（２）調停・裁判の手続き等の相談に関すること。

（３）その他日常生活で直面する法律的諸問題の相談に関すること。

６．相談時間及び報償金

相談時間は市長の指定する相談日で午前９時３０分から午後２時３０分まで又は午後１時から午後５時まで、又は午後４時から午後８時までとし、報償金については指定相談日１日につき２５，０００円を支給するものとする。ただし、この中には、諸手当、交通費等を含むものとする。

７．報償金の支給日

報償金は、相談日の翌月末までに指定の口座に振込むものとする。

８．共済組合等の保険

　共済組合、社会保険及び雇用保険には加入しないものとする。

９．法律相談員の身分保障

　法律相談員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定に準じて補償するものとする。

１０．秘密を守る義務

　法律相談員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

１１．その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附　則

この基準は平成９年４月１日から施行する。

附　則

この基準は平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この基準は平成３１年４月１日から施行する。